



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 19 日(金)
号外第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例 (56) (警察本部交通規制課) 5
	鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例 (57) (危機管理政策課) 6
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (58) (税務課) 7
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (59) (青少年・家庭課) 9
	鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例 (60) (医療指導課) . . 10
	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例 (61) (水・大気環境課) 12

==== 公布された条例のあらまし =====

◇鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、重点整備地区における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準について条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

(1) 重点整備地区において高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機、道路標識及び道路標示に関する基準は、次のとおりとする。

ア 信号機 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 音響信号機

(イ) 高齢者、障がい者等が横断するために必要な時間青信号を表示している信号機

(ウ) 歩行者用青信号の表示の残時間を表示する信号機

(エ) 歩車分離式信号機

イ 道路標識 反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであること。

ウ 道路標示 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(イ) 視覚障がい者の誘導を行う突起のある横断歩道の道路標示

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県防災会議条例の一部改正について

1 条例の改正理由

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者が加えられたことに伴い、委員の数について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県防災会議の充て職以外の委員の数を全体で60人以内（現行 県職員12人以内、市町村長等4人以内、指定公共機関等の役職員26人以内）とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあつては平成29年度（現行 平成24年度）までの各年度、法人にあつては平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。

(2) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までの最終処分場への搬入を課税対象とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(2)に関する事項は、規則で定める日から施行する。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

麻薬、覚醒剤といった禁止薬物だけでなく、いわゆる脱法ハーブ等の使用が社会問題化している状況にあることに鑑み、これらの薬物の不正使用を誘発する凶書類の販売等を自主規制の対象とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない凶書類、興行等に、脱法ハーブ等のみだりに使用すると人の健康に被害を生ずるおそれのある物の使用をあおり、唆し、又は助けることを内容とするものを加える。
- (2) 青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、(1)の内容のものを加える。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民健康保険法の一部が改正され、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため県が交付する交付金の総額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 調整交付金の総額は、算定対象額の100分の9（現行 100分の7）に相当する額とし、そのうちの特別調整交付金は、算定対象額の100分の3（現行 100分の1）に相当する額とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とし、平成24年度の財政調整交付金から適用する。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

1 条例の改正理由

石綿含有材料等の有無に関する事前調査を適切に行わないまま解体等工事に着手している事例が見受けられることに対処するため、解体等工事を施工する者に事前調査の結果の記録の保存を義務付けるとともに、記録の保存等を行わないで解体等工事を施工している者に対し工事を一時停止し、調査の結果を報告する旨の勧告又は命令を行う等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 解体等工事を施工する者は、石綿含有材料等の有無に関する事前調査の結果の記録を保存しなければならない。
- (2) 知事は、事前調査の結果の記録の保存等を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。
- (3) 知事は、(2)の勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等工事を行っているときは、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。
- (4) (3)の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。また、(2)の勧告又は(3)の命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (5) 石綿粉じん排出等作業の実施の届出の対象となる建設工事を規則で定める一定規模以上のものに限定する。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年1月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、同項の交通安全特定事業により設置する信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）で使用する用語の例による。

(信号機に関する基準)

第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。

- (1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの
 - イ 歩行者用青信号の表示を継続している時間が法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の道路の横断に通常要すると認められる時間以上であるもの
 - ウ 歩行者用青信号の表示を継続している間、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
- (2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの

(道路標識に関する基準)

第4条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第5条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障がい者の誘導を行うための突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例（昭和37年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の数)</p> <p>第2条 <u>法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる委員の数は、60人以内とする。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 法第15条第5項に掲げる委員のうち第5号から第7号までの委員の数は、<u>それぞれ次の各号に掲げる数の範囲内とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第5項第5号の規定により知事が指名する者 12人</u></p> <p>(2) <u>法第15条第5項第6号の規定により知事が任命する者 4人</u></p> <p>(3) <u>第15条第5項第7号の規定により知事が任命する者 26人</u></p>
<p>(委員の任期)</p> <p>第3条 <u>法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第3条 法第15条第5項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</u></p>		<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条に定める額に500円を加算した額とする。</u></p>																	
<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の<u>法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額</u>を加算した額とする。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u></td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		法人の区分	加算額	(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>次に掲げる法人</u></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>人格のない社団等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法人	加算額	(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円	ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>		イ <u>人格のない社団等</u>		ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>		エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u>	
法人の区分	加算額																		
(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円																		
法人	加算額																		
(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円																		
ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>																			
イ <u>人格のない社団等</u>																			
ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>																			
エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u>																			

			を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	
			オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	2,500円	
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	6,500円	
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	27,000円	
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	40,000円	
<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>		<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。）に積み立てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成25年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 次に掲げる物を青少年の身体に使用することを</u> <u>を</u>あおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア <u>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤</u></p> <p>イ <u>トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物</u></p> <p>ウ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項 <u>並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）</u> 第4条の2第1項及び第2項の規定に基づき、<u>県内</u>の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための<u>交付金</u>（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>政令第4条の2第1項第1号</u>に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の9</u>に相当する額とする。</p> <p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>9分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための<u>調整交付金</u>（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）</u> 第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の7</u>に相当する額とする。</p> <p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>7分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交</p>

付金の総額の <u>9分の3</u> に相当する額とする。 6 略	付金の総額の <u>7分の1</u> に相当する額とする。 6 略
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の規定は、平成24年度の国民健康保険の財政を調整するための交付金から適用する。

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理（第6条）</u></p> <p><u>第3章 解体等作業の事前調査（第6条の2—第6条の4）</u></p> <p><u>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—第10条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第10条の2—第15条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第16条—第19条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、<u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（事業者がとるべき措置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、<u>規則で定めるところにより、石綿の粉じんを排出し、又は飛散させる作業を行う工場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、<u>その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気の汚染の原因となるものをいう。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（事業者がとるべき措置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、<u>その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところによ</u></p>

<p>大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>り、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>(建築物等の所有者等がとるべき措置等)</p>	<p>(建築物等の所有者等がとるべき措置等)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p><u>2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</u></p>	<p></p>
<p>3 <u>建築物等の所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。</u></p>	<p>2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理</u></p>	<p></p>
<p>第6条 <u>特定建築物等の所有者等は、当該特定建築物等に使用されている吹付け石綿について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止する措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあつては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</u></p>
<p>2 知事は、<u>特定建築物等に使用されている吹付け石綿から石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、期限を定めて、それらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>	<p>2 知事は、<u>共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p style="text-align: center;"><u>第3章 解体等作業の事前調査</u></p>	<p></p>

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等により調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の4 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

- 3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨

(事前調査)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、あらかじめ、当該解体等工事に係る建築物等について、石綿含有材料等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 解体等工事を施工しようとする者は、前項の規定による調査を行ったにもかかわらず、当該建築物等について石綿含有材料等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿含有材料等の使用の有無を当該建築物等の材料の分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物等について、吹付け石綿が使用されていないことが明らかである場合において、他の石綿含有材料等が使用されているものとみなして、この条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

- 3 解体等工事を施工しようとする者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査を行った場合には、当該調査は、前2項の規定による調査とみなして、この条例の規定を適用する。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 略

を公表することができる。

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 届出対象工事の場所
- (3)～(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 特定工事の場所
- (3)～(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

(通報)

第9条の2 県民その他の者は、石綿粉じん排出等作業が、第7条第1項若しくは第2項若しくは法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず実施され、又は飛散等防止基準若しくは法第18条の14に規定する作業基準を遵守せず実施されていることを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の

15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 略

第5章 雑則

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存を行わないで解体等工事を施工していること。
- (2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。
- (4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 略

エ 前条の規定による通報

- (2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第

15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄物として処理することとなる石綿含有材料等の種類、処理する量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 略

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 略

- (2) 第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条

<p>4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。</p>	<p>第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。</p>
<p>(3) 略 2・3 略</p>	<p>(3) 略 2・3 略</p>
<p>(弁明の機会の付与)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第13条 知事は、第6条第3項、第6条の4第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、第6条の4第1項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第13条 第7条及び第8条の規定は、法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業については、適用しない。</p>
<p>(規則への委任) 第15条 略</p>	<p>(規則への委任) 第15条 略</p>
<p>第6章 罰則</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) 第6条の4第2項の規定による命令に違反した者 (3) 略 (4) 略</p>	<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (見直し) 3 略</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (見直し) 3 略 (検討) 4 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われた調査、報告、届出その他の行為は、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われる調査、報告、届出その他の行為とみなす。